

添付書類一覧表（市街化区域内の農地転用の届出）

番号	添付書類の種類	備考	部数
必要な添付書類			
1	土地の登記事項証明書	・登記情報提供サービスをプリントアウトしたものは使用できません。 ・法務局で発行した最新の登記事項証明書を添付してください。（発行から3ヶ月以内のもの）	原本1部 コピー1部
2	地番表示図（公図）	・届出地を赤枠で表示し、隣接する土地の現況地目を記入してください。 ・一体利用地は青枠で表示してください。	コピー2部
3	位置図（案内図）	・届出地を赤枠で表示してください。 ・一体利用地は青枠で表示してください。	2部
特別な事情がある場合の添付書類			
4	仮換地証明書及び仮換地図	・届出地が土地区画整理事業の施行地内（仮換地の指定を受けている）の場合は添付してください。	原本1部 コピー1部
5	法第18条の許可書、合意解約の通知書等	・届出地に地上権、賃借権等に基づく耕作者がいる場合は添付してください。	コピー2部
6	開発許可（都市計画法）書写	・法第5条1項6号の届出で都市計画法による開発許可を要するときは、開発許可書の写しを添付してください。 ・事業面積（一体利用地を含む）が1,000㎡以上の場合は、建築指導課の確認印が必要です。	コピー2部
7	法人の登記事項証明書	・法第5条1項6号の届出で、法人が譲渡人の場合は添付してください。	原本1部 コピー1部
8	住民票、その他住所のつながりがわかるもの	・登記簿上の記載住所と現住所が異なる場合は添付してください。 ※市町村合併等による行政区の変更も含まれます。	原本1部 コピー1部
9	施行規則第50条但し書きに該当することを証する書面	・法第5条1項6号の届出を単独とする場合には、下記の書類の添付が必要となります。	/
	（1）確定判決書（判決書謄本及び判決確定証明書）、調停調書写し	・判決、訴訟上の和解、調停（農事調停を除く）等を経ている場合は添付してください。（原本確認をします。）	コピー2部
	（2）競売（公売）を実施する旨の公告があったことを証する書面等	・競売（公売）の場合は添付してください。	2部
	（3）遺言書、死因贈与契約書、戸籍・除籍謄本 等	・特定遺贈の場合は添付してください。（遺言書、死因贈与契約書は原本還付請求に応じます。）	原本1部 コピー1部

・このほかにも添付すべき書類が必要となる場合があります。